

**平成 29 年度滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会
ワーキンググループ①（主な意見）**

1 内 容

- (1) 日 時 平成 29 年 10 月 4 日（水） 17:00～19:30
- (2) 出席委員 垣見委員（座長）、北野委員、佐野委員、小野委員、重森委員、尾上委員
- (3) 検討事項 差別の実態の把握分析、差別の要因について議論する。（必要に応じて事例収集を行う。）

2 主な意見

【事例の収集について】

- ・事例を集めることに時間がかかり、条例の議論が進まないことは本意ではないが、更に集める必要がある。
- ・差別を受けているということを当事者が感じる事ができていない状況があり、そういう意味での収集がいると思うが、今は集まっている事例をしっかりと分類をして、差別禁止の分野別規定や総則など条例の中身の検討をする必要がある。条例の策定に向けた作業を進める時期にきている。
- ・今ある事例からまず条例に規定する分野を整理し、条例を検討する中で足らざる部分があれば、分野ごとのミニ学習のようなワークショップをして事例収集を行ったらどうか。
- ・集会などに参加できる方の声は事例として集まるが、施設入所者など、声の届かない方への意見をどう集約していくのか。

【条例の内容について】

- ・差別禁止の分野別規定は他府県の条例などの分類に加えて、災害、複合差別を加えていくという方法がある。
- ・社会的入院と社会的入所という項目を是非入れてもらいたい。福祉的就労の中身のなさも大切。そういった部分を東案に加えて提案したい。
- ・入所は、自己決定や意志決定支援、命の尊厳などということで総則に書いていけるかもしれない。障害女性や入所の規定を分野の禁止規定にまで盛り込めるのかは検討が必要。

【今後のワーキングの進め方について】

- ・各分野から特徴的な典型事例をピックアップして、その事例をもとに条例で規定する内容を検討する。
- ・第 2 回分科会までに再度ワーキングを開催し、典型事例を基にした差別禁止の分野別規定などを検討し、その意見を事務局で整理をして、事務局案として第 2 回の分科会で示したい。

滋賀県社会福祉審議会条例検討専門分科会 ワーキンググループ①（差別事例分析等） 次第

日時：平成29年(2017年)10月4日(水)
17:00～19:30
場所：滋賀県庁本館4-A会議室

1. 報告
 - ・ 差別事例等の紹介について
2. 議事
 - ・ 事例の収集方法について
 - ・ 差別禁止の内容について
3. 閉会

<配付資料>

- 資料1 差別および合理的配慮の提供・不供事例の概要について
- 資料2 差別および合理的配慮の提供・不供事例について
- 資料3 条例検討における事例収集・条例に対する意見等の当事者団体からの意見聴取
- 資料4 他府県の実例収集について

- 参考資料1 条例検討専門分科会ワーキンググループの設置について
- 参考資料2 「差別」の種類

ファイル 法令・他府県条例の条文一式

差別および合理的配慮の提供・不提供事例の概要について

■事例の概要

1. 糸賀一雄生誕 100 年記念事業ワークショップ

実施主体：糸賀一雄生誕 100 年記念事業実行委員会

期 間：平成 25 年 11 月～12 月

内 容：糸賀一雄生誕 100 年記念事業の一環として 7 福祉圏域ごとに県民参加のワークショップ(意見交換会)で出された事例や意見をまとめたもの。

2. 障害者差別解消法に基づく相談窓口への相談事例

実施主体：滋賀県障害福祉課

期 間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

内 容：障害者差別解消法の相談窓口となっている県や市町に相談のあった差別的取扱いや合理的配慮の不提供の事例

3. 滋賀県障害者プラン改定小委員会において収集した事例

実施主体：滋賀県障害福祉課

期 間：平成 29 年 8 月～9 月

内 容：障害者プランの改定にあわせて分野ごとに設置した小委員会において、当事者や関係者などの各委員に対し、差別や合理的配慮の事例のアンケートを実施

4. 差別禁止条例の制定に向けて～障害を持つ人の虐待ワークショップ～

実施主体：滋賀自立生活センター

期 間：平成 25 年 3 月

内 容：ワークショップのグループワークで出された事例

5. 今までの暮らしの中で、みなさんが感じたことのあるいやな思い・悲しい思い

実施主体：きょうされん滋賀支部

期 間：平成 28 年 7 月～8 月

内 容：支部加盟事業所利用者・家族へのアンケートを行い、回答があった事例

6. 障害者差別解消法ワークショップ・みんなで考えよう「合理的配慮？」or「差別？」

実施主体：草津市（滋賀自立生活センターが受託して実施）

期 間：平成 28 年 10 月

内 容：ワークショップで出された事例

7. 北部地域ワークショップ等

実施主体：北部地域障害者ネットワーク

期 間：平成 28 年度

内 容：聞き取った事例

■類型

上記事例を 1：どの分野で（福祉サービス、就労、教育等）

2：誰が（行政、事業者、個人）、

3：どういった差別か（直接、間接、関連、合理的配慮）に分類・集計

1 分野別件数

	1 糸賀	2 法	3 プラン	4 自立	5 きょうされん	6 草津	7 北部	合計
生活(行政含む)	47	6	2	56	14	29	14	168
教育	19	19	2	12	22	22	38	134
雇用・就業	26	3	1	17	5	8	15	75
公共交通		1	3	12	10	32	57	115
情報保障	9			8				17
サービス	19	12	9	11	25		34	110
医療・福祉		2	5	38	32	25	54	156
性、恋愛				3		9		12
災害時					5			5
その他	14				6	4	20	44
合計	134	43	22	157	119	129	232	836

2 行政・事業者・個人別差別等件数

	1 糸賀	2 法	3 プラン	4 自立	5 きょうされん	6 草津	7 北部	合計
行政	53	25	14	28	37	35	50	242
事業者	70	18	21	80	58	89	153	489
個人	34	0	6	52	25	14	31	162
合計	157	43	41	160	120	138	234	893

3 差別類型別件数

	1 糸賀	2 法	3 プラン	4 自立	5 きょうされん	6 草津	7 北部	合計
直接差別	62	9	6	114	81	58	105	435
間接差別	0	2	1				3	6
関連差別	13	2	1		1			17
合理的配慮の不提供	59	31	16	51	41	79	126	403
合計	134	44	24	165	123	137	234	861

【参考】

	1 糸賀	2 法	3 プラン	4 自立	5 きょうされん	6 草津	7 北部	合計
合理的配慮の提供好事例			11			3	2	16
意見等	167		21	2	29	8	28	255

条例検討における事例収集・条例に対する意見等の当事者団体からの意見聴取

■方法

各団体に条例の検討状況を説明し、会員等から以下の項目について団体ごとの意見をとりまとめてもらう

■依頼する項目

①差別の事例や合理的配慮の事例 ②差別解消法施行後の変化や課題 ③その他(条例への意見)

■進め方

- ①9/7第2回県障害者社会参加推進協議会で県から説明・依頼
 ②9/29障害者の滋賀の共同行動実行委員会でも県から説明・依頼
 ③プラン小委員会の参加団体の委員に依頼

■方法

各団体の会員から意見をまとめてもらい、県へ提出(メール、FAX、郵送)

団体名	依頼済みの団体	①社会参加推進協	②共同行動	③プラン小委員会
滋賀県身体障害者福祉協会	○	○	○	
滋賀県児童成人福祉施設協議会				
滋賀県聴覚障害者福祉協会	○	○		○
滋賀県ろうあ協会	○		○	
滋賀県視覚障害者福祉協会	○	○		○
滋賀県手をつなぐ育成会	○		○	
障害者の生活と権利を守る滋賀県連絡協議会				
滋賀県自閉症協会				
京都スモンの会滋賀支部				
滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会	○		○	
きょうされん滋賀支部	○		○	
滋賀県脊髄損傷者協会	○	○		
滋賀県障害者スポーツ協会	○	○		
滋賀県障害児・者と父母の会連合会				
滋賀県中途失聴難聴者協会	○	○		○
滋賀県障害児地域療育連絡協議会				
滋賀県難病連絡協議会	○	○	○	
日本オストミー協会滋賀県支部	○	○		
滋賀湖声会				
滋賀県社会就労センター協議会	○		○	
滋賀県腎臓病患者福祉協会	○	○		
滋賀県社会就労事業振興センター	○			○
滋賀県精神障害者家族会連合会	○	○	○	
滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会				
しが盲ろう者友の会				
滋賀県児童成人福祉施設協議会	○		○	
滋賀県身体障害者関連施設連絡協議会	○		○	
滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会	○		○	
共に生き・働く滋賀ネットワーク	○		○	
社会福祉を拡充させる滋賀県民の会	○		○	
聴覚障害者制度改革推進地域本部			○	
滋賀県障害児協会				
滋賀県社会福祉協議会	○	○		
滋賀県精神保健福祉協会				
滋賀県断酒同友会				
滋賀県脳卒中者友の会 淡海の会				
JDDネット滋賀	○			○



共生社会づくりを目指すための条例検討に関する質問事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日から施行されました。

この法律では、地方公共団体・民間事業者等に、障害のある方に対する差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を義務づけています。

滋賀県では、現在、この法律の補完等を目的とした「共生社会づくりを目指すための条例」の検討を進めているところですが、その中で「差別事例や合理的配慮事例を集めて分析して、どういった内容を条例に盛り込むべきか検討するべき」、「まずは“障害者差別解消法の補完的な部分”をしっかりと固めるべき」との方向性が示されたことから、様々な機会を通じ、障害のある方や関係の皆さんからご意見を伺いたいと考えております。

つきましては、以下の項目について、ご意見がございましたら11月17日(金)までに所属される団体ごとに取りまとめの上、滋賀県障害福祉課へご回答いただきますようお願いします。

1 障害を理由とした差別の事例および合理的配慮提供の事例

- ・ご自身やご家族が経験された差別の事例や合理的配慮の不提供の事例などがあれば、ご教示ください。
- ・また、合理的配慮の提供の好事例などございましたらあわせてご教示ください。

(※おおまかでけっこうですので、可能な限り経験された時期をお示しください。)

2 障害者差別解消法施行後の変化や課題

例えば、合理的配慮についての理解や相談窓口の周知が進んでいない。

公共交通機関利用時の対応がよくなった など

3 その他

条例に対するご意見等ございましたらご記入ください。

※お答えいただいた内容は、個人に関する情報を除き、今後条例の検討で利用させていただきます。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

共生推進係

TEL : 077-528-3540

FAX : 077-528-4853

e-mail : ec0006@pref.shiga.lg.jp

他府県の事例収集について

1 大阪府

募集内容：障害を理由として差別を受けたこと、いやな思いをしたことまたは差別を受けている、いやな思いをしている場面を見た内容とその改善方法

募集方法：障害者団体からの募集、ホームページによる一般公募、府および府内市町村における相談事例の照会

募集期間：平成 25 年 10 月から 12 月まで

件数：691 件

2 京都府

募集内容：障害を理由として嫌な思いをしたこと（してほしくないこと）など、障害を理由とした不利益取扱いと思われる事例およびその改善方策

募集方法：障害者団体から募集

募集期間：平成 23 年 3 月～7 月

件数：479 件

3 兵庫県（条例なし）

募集内容：障害を理由にして差別を受けたと思った体験、障害のある人に対して行われた配慮の体験

募集方法：県内在住者等からホームページによるアンケート

募集期間：平成 27 年 5 月から平成 27 年 6 月まで

件数：194 件

4 奈良県

募集内容：条例制定後に障害を理由とする差別を解消するための具体的な取組を検討するため、障害を理由とする差別、障害のある方への配慮についての事例を募集。

募集方法：県内在住者等からホームページによるアンケート

募集期間：平成 27 年 7 月から平成 27 年 8 月まで

5 千葉県

募集内容：障害者差別に該当すると思われる事例

募集方法：県内在住者等からアンケート等

募集期間：平成 16 年 9 月から平成 16 年 12 月まで

件数：約 800 件

